

条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十六号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第七条第一号中「道路（以下）」の下に「この号及び第三号において」を加え、「料金（以下）」を「料金（同号において）」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号及び次号において」を加える。

第十六条中「その者」を「当該職員」に改める。

第二十一条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改める。

附則に次の見出し及び四項を加える。

（職員の給料に関する特例措置）

5 当分の間、職員（管理者が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日（次項において「特定日」という。）以後、管理者が定める額とする。

6 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等（次項において単に「他の職への降任等」という。）をされた職員であつて、管理者が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定める額を給料として支給する。

7 他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第五項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

8 前二項の規定による給料を支給される職員以外の附則第五項の規定の適用を受

ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条、第六条、第六条の三、第九条の二、第九条の三及び第十七条の規定は、暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）には適用しない。